法人キャッシュカード規定

1. カードの利用

法人キャッシュカード(以下「カード」という。)は、当行が設置している現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。)を使用して普通預金(以下「預金」という。)を払戻す場合に利用することができます。また、当行が現金支払業務を委託した金融機関でも利用できます。

2. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを 挿入し、届出の暗証番号(以下「暗証」といいます)と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻 請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合に、払戻請求金額と次条(第3条)の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。
- (4) 支払機では通帳による預金の払戻しはできません。

3. 手数料

支払機を使用して預金を払戻す場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。

4. 代理人による預金の払戻し

- (1) 代理人(代表者がカードの使用を認めた者1名に限ります)による預金の払戻しをする場合は、代表者本人から代理人を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人の暗証は、代表者と相違してもかまいません。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

5. カードの紛失・届出事項の変更等

- (1)カードを失ったとき、または法人名(または団体名)、代表者、代理人、暗証その他届出事項に変更があったときは、 直ちに代表者から書面によって当行に届出てください。
 - この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 代表者(または代理人)を変更する場合、法人名(または団体名)を変更する場合は、当行所定の手続によりカードを再発行いたします。変更前のカードは当行へ返却してください。
- (3) カードを失った場合のカード再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

6. 暗証照合等

- (1)本条は、法人に限り適用されます。個人事業主については、西日本シティキャッシュカード規定の第9条、第10条、第11条が適用されます。
- (2) カードは当行に届出の代表者または代理人が使用し、カードおよびカードに使用する暗証は、使用者が責任をもって管理してください。
- (3) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが、偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

(4) 当行の窓口においてカードを確認し、暗証を照合のうえ届出の暗証との一致を確認して取扱いました場合にも前項と同様とします。

7. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定または西日本シティキャッシュカード規定により取扱います。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)